

今回のテーマは、平成19年度税制改正です。そのうち大幅に改正された減価償却制度の規定を中心にご説明致します。

ご不明な点や疑問点につきましては、何なりと各担当者にご確認下さい。

### 1. 償却可能限度額及び残存価額の廃止

#### ①新規取得の場合

平成19年4月1日以後に新規取得する資産については、償却可能限度額及び残存価額の規定が廃止され、耐用年数経過時に1円(備忘価額)まで償却できるようになりました。これを250%定率法と呼びます。

#### <250%定率法>

定額法の償却率(1/耐用年数)を2.5倍した率を償却率とする定率法

により減価償却費を計算します。

この減価償却費が一定の金額(注)を下回る事業年度から、残存年数による均等償却に切り換えて、耐用年数経過時に1円まで償却する方法です。

(注)一定の金額

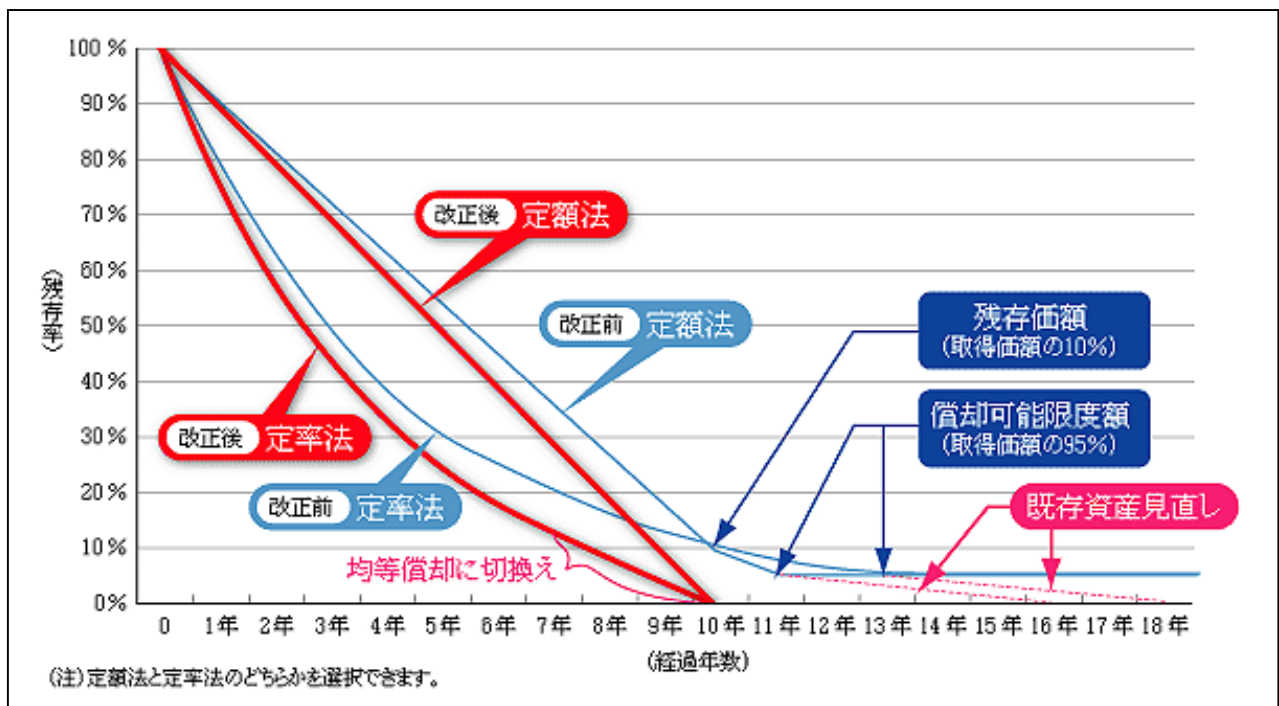
残存年数により均等償却した場合の減価償却費の金額

#### ②既存資産の場合

平成19年3月31日以前に取得した既存資産については、従来どおり償却可能限度額まで償却した後、残存価額を5年間で均等償却することになります(備忘価額1円)。

耐用年数10年の機械装置の場合の償却カーブ

(出所)財務省資料



## 2. 特定同族会社の留保金課税

平成19年4月1日以後に開始する事業年度から、特定同族会社の留保金課税の対象企業について、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の中小企業が除外されました。

## 3. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制限措置の見直し

平成19年4月1日以後に開始する事業年度から、特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の一部を損金不算入とする制度について、基準所得金額の適用枠が緩和されました。

(改正前) 800万円

(改正後) 1,600万円

## 4. 相続時精算課税の見直し

事業継承をするため贈与者から贈与を受けた取引相場のない株式等について、相続時精算課税の適用範囲が拡大されました。

(適用期限) 平成19年1月1日～平成20年12月31日までの贈与について適用されます。

(対象年齢) 60歳以上

(改正前) 65歳以上

(非課税枠) 3,000万円

(改正前) 2,500万円

(適用要件)

- ① 会社の発行株式が20億円未満
- ② 受贈者がその会社に従事し、かつ発行株式総数の50%超保有又は50%超の議決権を一定期間内に有していること

注意点：この特例を選択した場合には、贈与者の相続が発生した時に相続税の課税価格の計算の特例は適用できません。

## 5. 事前届出給与の届出期限の見直し

平成19年4月1日以後に開始する事業年度から、事前届出給与の届出期限が緩和されました。

(改正前) ① 役員が職務執行を開始する日

② 期首から3月を経過する日

のいずれか早い日とされていましたが、

(改正後) 役員給与に係る定めに関する議決をする株主総会等の1月を経過する日(会計期間開始日から4月経過後である場合には、4月経過日)

となりました。

同様に、同族会社以外の法人が定期給与を受けていない役員に対して支給する給与についても、事前届出が不要となりました。

## 6. リース取引の改正

平成20年4月1日以後に締結するリース取引について、売買取引とみなし、資産計上して減価償却をする規定が整備されました。

しかし、例外として、中小企業や少額・短期のリース取引については、従来どおりの賃貸借処理が認められます。

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所	株式会社協和ビジネスコンサルティング
証券取引法、商法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザリーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証票書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！”